

町民の皆さまへ

令和4年3月22日

「まん延防止等重点措置」は、3月21日をもって解除されましたが、この後、歓送迎会や大型連休など、各種会合や人の移動が伴うシーズンを迎え、リバウンド防止の対策が必要です。

町民の皆さまには、年度末・年度初めにおける「再拡大防止対策」として引き続き下記事項にご協力くださるようお願いいたします。

- ◆「三つの密（閉・集接）」の回避や「人との距離確保」、「マスクの着用」、「手洗いなど手指消毒」をはじめとした基本的な感染防止行動を！
- ◆飲食は、感染防止対策を徹底し、短時間で、会話時のマスクの着用を！
- ◆発熱や咳など体調が悪い場合には外出を控えて！

○事業主・施設管理者の皆さまへ

- ・施設、店舗、事務所、事業所内等での感染防止対策の再確認をお願いします。
- ・業種別ガイドラインなどに基づく感染防止対策の徹底をお願いします。

○町内各施設の利用制限について

- ・町内公共施設等の利用制限は解除しております。
- ・基本的な感染防止対策を行った上でご利用ください。

ワクチン接種のお問合せは
「保健センター」へ！

詳しくはコチラ→

